

2022年12月8日

株主各位

東京都渋谷区南平台町2番17号
株式会社Amazia
代表取締役社長 佐久間 亮輔

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年12月22日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使するようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2022年12月23日（金曜日）午前10時00分（受付開始午前9時30分）
2. 場所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス4A
3. 目的事項
報告事項 第13期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項 議案 定款一部変更の件

以上

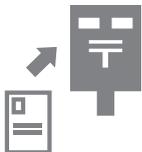
-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://amazia.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://amazia.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<株主の皆さまへ>

新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止のため、会場におきまして以下の対策をいたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ・スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・当日ご出席の際にはマスク着用でご来場ください。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけして入場をお控えいただくことがございます。
- ・会場受付付近にアルコール消毒液を設置いたしますので、入場の際には手指の消毒にご協力ください。
- ・会場内は座席の間隔を広げて座席数を減らす予定のため、会場席数に限りがあり、当日入れなくなる可能性があります。万が一お席をご用意できない場合には、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますよう、お願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、郵送にてご返送ください。

行使期限 2022年12月22日（木）午後6時30分到着分まで



インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にて、各議案に対する賛否をご入力の上、ご送信ください。

行使期限 2022年12月22日（木）午後6時30分受付分まで



スマートフォン・タブレット端末による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り、表示されたURLを開き、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力の上、ご送信ください。

行使期限 2022年12月22日（木）午後6時30分受付分まで



株主総会当日のご来場による議決権行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



書面とインターネット(パソコン、スマートフォン等)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

スマートフォンによる議決権行使

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



- 2 以降は画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

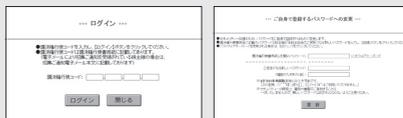
一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、パソコン向けサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://www.web54.net>



- 2 同封の議決権行使書用紙（はがき面）の左下に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」を入力し、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力の上、ご送信ください。



- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。
- パスワードは、ご投票される方が株皆様本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。

お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き存在している状況に加えて、地政学リスクの上昇により端を発した原材料価格の高騰、為替相場の円安進行等、先行きが不透明な状況となっております。

総務省「令和3年通信利用動向調査」(2022年5月公表)によると、2021年末時点でスマートフォンを保有する世帯の割合は88.6%(前年比1.8%増)と増加し続けております。インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2022」によると、2021年度の電子書籍市場(電子書籍+電子雑誌)規模は5,510億円と推計され、2020年度の4,821億円から689億円(14.3%)増加し、2026年度には8,000億円を超える市場に成長すると予測されています。また、2021年度のマンガアプリ広告収益市場規模は、前年と同額の260億円であるものの、2022年度は270億円に増加すると予測されており、アプリでマンガを楽しむユーザーは、引き続き増加傾向にあります。

一方で、厳しい競争環境と新型コロナウイルスの感染状況の改善に伴うユーザー行動の変化等が、1人当たり課金売上に影響を与えていると認識しております。また、個人情報保護強化による影響や世界経済の停滞及び国内のインフレによる広告市況の悪化等が、1日当たり広告収益の低下をもたらしております。

このような市場環境の中で、主力である「マンガBANG!」のフリーミアムモデル(注)のコーナーにおいて、配信される作品の差別化を図るために、オリジナル作品の創出、出版社作品の先行配信を行うとともに、配信作品の拡充を図るために、株式会社KADOKAWA等の新規取引先との取引を開始しました。また、2022年6月まではユーザー数の増加を重視して広告宣伝費を投下して参りましたが、市場環境等を踏まえて、2022年7月以降は効率的に広告宣伝費を投下して参りました。

以上の結果、当事業年度における売上高は6,547,840千円（前年同期比12.8%減）、営業利益は116,573千円（前年同期比59.4%減）、経常利益は144,132千円（前年同期比50.4%減）、当期純利益は41,243千円（前年同期比77.7%減）となりました。

なお、当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

（注）フリーミアムモデル：基本的なサービスはすべて無料で提供し、一部の機能を有料で提供するビジネスモデル。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は7,908千円（建設仮勘定を含む）であり、その主な内容は、2024年1月頃に移転予定の移転先オフィスの内部造作の前払5,566千円、備品購入等2,342千円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、重要な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

スマートフォンを取り巻く環境は、技術進歩が非常に早く、また、市場が拡大する中でサービスも多様化しております。このような環境の中、当社は、マンガアプリ事業においてアプリ開発力とマネタイズ力で、ユニークなポジションの確立を実現して参りました。

当社は、今後においてもこれまで培ったビジネス構築力を基盤に、既存のマンガアプリ事業において利益確保しつつ、マンガ制作、マンガアプリの海外展開及び新規サービスへ経営資源を投下し、高い成長率を確保することに加え、コーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、当社は対処すべき課題として以下の施策に取り組んで参ります。

① 「マンガBANG!」の差別化

「マンガBANG!」は作品数・ジャンルの充実、機能拡充により、他社との差別化を図った結果、MAU（月間アクティブユーザー）は高水準で維持しており、今後も業績拡大に寄与することと見込んでおります。一方で電子コミック市場は拡大を続けているものの、電子書籍のビジネスモデルの多様化や成熟によって、電子書籍市場が徐々に飽和していくことも想定されます。

当社は、このような状況下においても、さらに「マンガBANG!」の魅力を高めるため、オリジナル作品の制作及び大手出版社との新規取引を実現して、知名度が高く人気のある作品をより多く獲得することで、差別化を進める施策に取り組んで参ります。

② 周辺ビジネスの拡大

当社は、設立以来、変化の早いインターネット市場の動向をいち早く捉えて様々な事業にチャレンジして参りました。今後、中長期での成長を実現するために、マンガアプリ事業領域において蓄積した知見やノウハウ等を活用し、迅速かつ効率的に周辺事業への拡大にチャレンジして参ります。

現在は主力の「マンガBANG!」の運営の他、女性向けマンガアプリ「マンガトート」の運営とマンガの制作も行っております。マンガ制作については、(a)出版社と協業したオリジナル作品の制作、(b)異世界転生系等の小説のコミカライズ、(c)当社オリジナル作品を制作し、自社販売に加えて外販も積極的に行うことで、IPとしての価値を育て、自社IPのアニメ・ドラマ化等、収益の多様化の実現を目指して参ります。

③ 海外展開への対応

当社は、日本が誇るコンテンツといえる「マンガ」を成長著しい世界のスマートフォンアプリ市場へ迅速に展開することが、一層の事業拡大を目指す上で重要であると認識しております。また、日本のマンガの海外市場規模が、コンテンツの認知度と比較して小さいとも当社は考えております。

当社では、海外向けマンガアプリ「Manga Flip」に課金モデルを追加するリニューアルを予定しており、今後も海外市場で受け入れられるビジネスモデルを開拓して参ります。

④ 新規ビジネスの立上げ

当社は、将来的にはマンガアプリ事業から創出される利益を、スキマ時間を楽しくする新たなサービス、事業の創出に向けることで、単一事業への偏重によるリスクを抑制し、将来の事業環境の変化にも機動的に対応できるビジネスポートフォリオの構築にも注力して参ります。

⑤ M&Aの活用

新規事業及びマンガアプリ事業の拡大のためには、M&Aも有効手段であると考えております。M&Aを行うに当たっては、投資効果はもちろん、対象企業の将来性や当社事業とのシナジーを十分に検討した上で、積極的に取り組んで参ります。

⑥ 優秀な人材の確保と育成

当社は、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に、既存サービスの充実や新規事業の展開をするためにエンジニアの採用、またマンガ制作を拡大するために編集者の採用に力を入れております。

また、採用を強化するために、社内教育制度の整備、多様な働き方を実現する職場環境の改善、福利厚生の実施を図っていくことに取り組んで参ります。

⑦ 組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するに当たって、従業員のモチベーションを引き出す目標管理制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、グローバルに活躍できる優秀な人材の採用に取り組んで参ります。

組織設計においては少人数単位でのチーム制を採用すると同時に、チーム毎の自律性を促すよう権限の委譲を推し進めることで意思決定の質とスピードを維持・向上するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取り組みを引き続き継続していく方針であります。

また、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図って参ります。

⑧ 知的財産権の侵害への対応について

当社は、著作権等の権利を著しく阻害する海賊版サイトによって生じる機会損失が当社の業績に影響を及ぼす可能性があることを認識しております。そのため、海賊版サイトの根絶に向けて、出版社、電子書店、関係者と協調して対策を協議実行するとともに、法制度整備並びに著作権教育の推進に努めて参ります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第10期 2019年9月期	第11期 2020年9月期	第12期 2021年9月期	第13期 (当事業年度) 2022年9月期
売上高	3,386,580 千円	7,524,525 千円	7,507,568 千円	6,547,840 千円
経常利益	396,443 千円	1,084,693 千円	290,843 千円	144,132 千円
当期純利益	303,027 千円	750,264 千円	185,340 千円	41,243 千円
1株当たり当期純利益	46.77 円	112.33 円	27.55 円	6.14 円
総資産	1,613,255 千円	3,106,918 千円	3,020,181 千円	2,864,191 千円
純資産	965,007 千円	1,800,970 千円	2,049,700 千円	2,041,309 千円
1株当たり純資産	145.60 円	260.87 円	289.03 円	286.40 円

- (注) 1. 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

事業区分	事業内容
マンガアプリ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーミアム型マンガアプリ「マンガBANG!」「マンガトート」の企画・運営 ・マンガ制作 (レーベル 「マンガBANGコミックス」)

(8) 主要な営業所 (2022年9月30日現在)

本 社：東京都渋谷区南平台町2番17号

(9) 従業員の状況（2022年9月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31 名	4 名増	35.6 歳	2.95 年

(注) 上記のほか、臨時従業員11名（期中平均）がおります。

(10) 主要な借入先及び借入額（2022年9月30日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,754,600株（自己株式 143,599株含む） |
| (3) 株主数 | 4,060名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
佐久間亮輔	2,400,000株	36.30%
江口元昭	1,600,000株	24.20%
株式会社メディアドゥ	140,000株	2.12%
江口弘尚	111,600株	1.69%
CBS/IICS CLIENTS	83,500株	1.26%
齊井政憲	82,300株	1.24%
株式会社マイナビ	80,000株	1.21%
平尾丈	56,800株	0.86%
株式会社CARTA VENTURES	47,800株	0.72%
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO	43,700株	0.66%

(注) 当社は、自己株式143,599株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が、20,000株増加しております。
- ② 当社は市場環境及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項及び定款第7条の定めにより、2022年6月30日の当社取締役会決議に基づき、2022年9月30日までに、143,300株の自己株式を総額103,299,900円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務の対価として交付した新株予約権等の状況

- ・新株予約権の数
426個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 170,400株（新株予約権1個につき400株）
- ・取締役、その他役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価格)	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第4回 (180,000円)	2019年11月1日 ～2027年9月30日	128個	1名
	第5回 (180,000円)	2020年8月2日 ～2028年6月30日	270個	2名
社外取締役	第4回 (180,000円)	2019年11月1日 ～2027年9月30日	8個	1名
監査役	第4回 (180,000円)	2019年11月1日 ～2027年9月30日	20個	2名

・新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

なお、当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる旨定めております。この場合、当該新株予約権は無償で取得できます。

- i 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記 i は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。
- iii 新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- iv 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。
- v 新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- vi その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐久間 亮 輔	
取締役 CTO	江 口 元 昭	サービス開発部マネージャー
取締役 CFO	神 津 光 良	
取締役	村 野 慎之介	株式会社東京通信 取締役
取締役	中 野 玲 也	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
常勤監査役	小 泉 妙 美	
監 査 役	阿 曾 友 淳	株式会社城南進学研究社 取締役（監査等委員） tripla株式会社 監査役 株式会社ユビキタスAI 監査役 ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー
監 査 役	成 川 弘 樹	ネクセル総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役村野慎之介氏及び取締役中野玲也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、取締役村野慎之介氏は東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 監査役各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 監査役小泉妙美氏及び監査役阿曾友淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役中野玲也氏及び監査役成川弘樹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する幅広い専門的知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役村野慎之介氏、中野玲也氏、監査役小泉妙美氏、阿曾友淳氏及び成川弘樹氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

①被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①会社役員等の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された総枠の範囲内で、優秀な経営人材の確保及び企業価値の持続的な向上に資する職務遂行の動機付けが可能となるような報酬水準及び報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、経営環境や他社の水準等を考慮の上、取締役の役位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、当社の取締役の報酬には、株式の市場価格や会社業績を示す指標として算定される業績連動報酬は採用しておりません。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、当社の業績、各取締役の役位・職責と担当範囲の実績、他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の報酬については、取締役会において決議することとしております。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、前事業年度に係る定時株主総会終了後の取締役会において決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、社外取締役との協議を経て適切に決定していることから、取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給 人数	報酬等の種類別の総額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2)	56,130千円 (8,400)	—	—	56,130千円 (8,400)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3)	15,000千円 (15,000)	—	—	15,000千円 (15,000)
計 (うち社外役員)	8名 (5)	71,130千円 (23,400)	—	—	71,130千円 (23,400)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年7月31日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与分を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年9月29日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 村野慎之介氏は、株式会社東京通信の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役 中野玲也氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、兼職先の森・濱田松本法律事務所に所属している他の弁護士と法律顧問契約を締結しておりますが、その年間契約料は同法人及び当社の売上高からみて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。

監査役 阿曾友淳氏は、株式会社城南進学研究社の取締役（監査等委員）、tripla株式会社、株式会社コピキタスAIの監査役、ESネクスト有限責任監査法人の理事パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 成川弘樹氏は、ネクセル総合法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	村野 慎之介	当事業年度に開催された取締役会20回中20回出席し、主に経営者としての豊富な経験を通じて培った専門的な知見に基づき発言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場からの経営に対する監督及び当社における中長期視点での事業・経営に対する助言や事業内容への質問等を行い、活発な審議に参画しております。
取締役	中野 玲也	当事業年度に開催された取締役会20回中20回出席し、主に弁護士として企業法務やM&A等の分野における専門的知識・経験と広い見識に基づく客観的な視点から、意思決定の妥当性や適正性を確保するために必要な発言等を行っております。
監査役	小泉 妙美	当事業年度に開催された取締役会20回中20回、監査役会13回中13回出席し、主に公認会計士としての専門的な知見からの発言を適宜行っております。
監査役	阿曾 友淳	当事業年度に開催された取締役会20回中20回、監査役会13回中13回出席し、主に公認会計士としての専門的な知見及び社外役員としての豊富な経験からの発言を適宜行っております。
監査役	成川 弘樹	当事業年度に開催された取締役会20回中20回、監査役会13回中13回出席し、主に弁護士としての専門的な知見からの発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備を基本方針として定め、取締役会において決議しております。

内部統制システム構築の基本方針

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社の全役職員を対象とした行動指針として倫理・コンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - 2) 倫理・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
 - 3) 内部通報規程に基づき、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。
 - 4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程に従い保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
 - 2) 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクの網羅的、総括的な管理を行う。
 - 2) 新たに発生したリスクについては、リスク管理規程に基づいて担当部署にて規程を制定、取締役会にはかるものとする。
 - 3) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
 - 2) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
 - 3) その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。
 - 4) 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率の確保を目的として組織規程や職務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を遂行する。
 - 2) 取締役及び使用人の職務遂行の適合性を確保するため、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。また、内部監査責任者は必要に応じて監査役及び監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役が補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。
 - 2) この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
 - 3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他当社の行動規範への重大な違反が生じたときは、監査役に報告する。
 - 2) 前項の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
 - 3) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - 2) 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ⑨ 監査役職務執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
 - 2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社行動規範において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
 - 2) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた反社会的勢力対策規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システムに関する取り組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

② コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンスに係る教育は「コンプライアンス委員会」における会議体での説明や、役職員及び階層や役割に応じた基本的事項の再確認や事例研究等の社内研修を実施することにより、法令及び定款の遵守並びにコンプライアンス意識の向上に努めました。

③ リスク管理に関する取り組み

リスク管理規程に基づき、当社の企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について必要な検討をいたしました。

④ 業務執行の適正性や効率性の向上に関する取り組み

業務執行に係る重要案件については、経営会議規程に基づき、取締役会へ上程する前段階として、経営会議に付議し、そこでの議論を経て決定しております。

⑤ 内部監査に関する取り組み

当社の内部監査担当者が、年間の監査計画に基づき各部門への内部監査を実施し、適宜改善を図っております。監査結果は代表取締役に報告しております。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役が取締役会の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、稟議書及び契約書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人にヒアリングを行うことで監査の実効性を確保するとともに、適宜助言等を行いました。また、代表取締役との意見交換や、内部監査担当者との適切な連携等を推進することにより、効果的な監査業務の遂行を図りました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,563,659	流動負債	822,882
現金及び預金	1,731,646	買掛金	321,875
売掛金	679,922	未払金	270,489
コンテンツ	5,423	未払費用	6,402
前払費用	41,656	未払法人税等	23,204
その他	105,009	前受金	194,798
固定資産	300,532	預り金	3,711
有形固定資産	11,111	賞与引当金	2,400
建物	1,671	負債合計	822,882
工具器具備品	3,873	(純資産の部)	
建設仮勘定	5,566	株主資本	1,893,379
投資その他の資産	289,421	資本金	366,004
敷金及び保証金	178,647	資本剰余金	362,290
投資有価証券	0	資本準備金	362,290
繰延税金資産	110,774	利益剰余金	1,268,777
		その他利益剰余金	1,268,777
		繰越利益剰余金	1,268,777
		自己株式	△103,693
		新株予約権	147,929
		純資産合計	2,041,309
資産合計	2,864,191	負債・純資産合計	2,864,191

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		6,547,840
売上原価		4,202,376
売上総利益		2,345,464
販売費及び一般管理費		2,228,890
営業利益		116,573
営業外収益		
受取利息	18	
為替差益	20,780	
受取手数料	6,597	
その他	802	28,198
営業外費用		
株式交付費	90	
支払手数料	535	
その他	15	640
経常利益		144,132
特別損失		
投資有価証券評価損	49,999	49,999
税引前当期純利益		94,132
法人税、住民税及び事業税	74,875	
法人税等調整額	△21,986	52,889
当期純利益		41,243

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主 資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
2021年10月1日残高	361,504	357,790	357,790	1,227,534	1,227,534	△393	1,946,436	103,264	2,049,700
事業年度中の変動額									
新株の発行	4,500	4,500	4,500				9,000		9,000
当期純利益				41,243	41,243		41,243		41,243
自己株式の取得						△103,299	△103,299		△103,299
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								44,665	44,665
事業年度中の変動額合計	4,500	4,500	4,500	41,243	41,243	△103,299	△53,056	44,665	△8,390
2022年9月30日残高	366,004	362,290	362,290	1,268,777	1,268,777	△103,693	1,893,379	147,929	2,041,309

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月22日

株式会社Amazia
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 大輔
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安藤 勇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Amaziaの2021年10月1日から2022年9月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月22日

株式会社Amazia 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

社外監査役

社外監査役

小 泉 妙 美 印

阿 曾 友 淳 印

成 川 弘 樹 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②変更案第18条第2項は、電子提供制度導入後において、株主総会資料を書面で受領することを希望される株主様への対応を定めたものです。従前より電子提供が認められていた株主総会資料の一部については、書面交付請求をした株主に対しても、法令で認められる範囲内で、電子提供の方法を継続するための規定を設けるものです。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

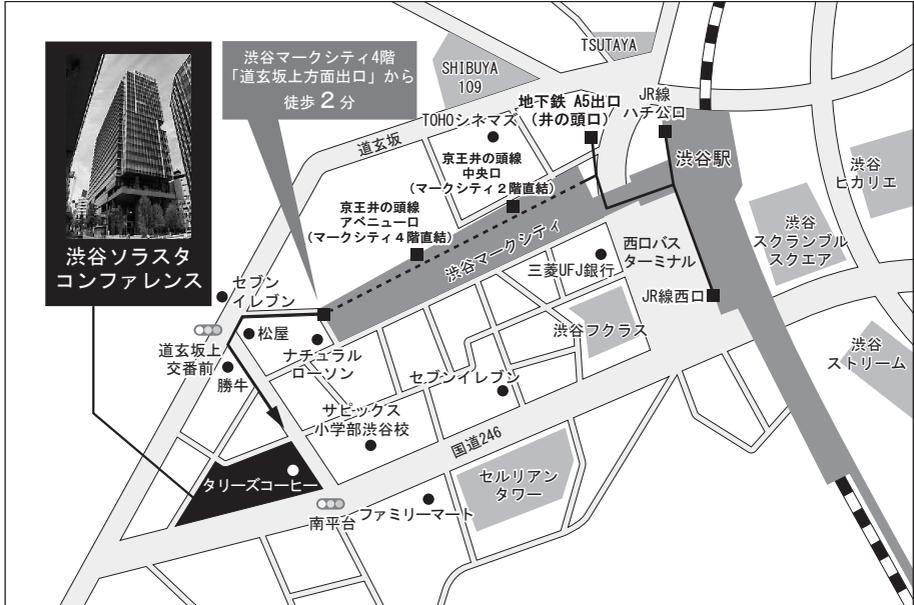
(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス4A



交通：J R山手線 / J R埼京線 / 東京メトロ銀座線 / 東京メトロ半蔵門線 / 東京メトロ副都心線 / 東急東横線 / 東急田園都市線 / 京王井の頭線 各線 渋谷駅

J R渋谷駅「西口」から徒歩6分

J R渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分

J R渋谷駅直結 渋谷マークシティ 4F 「道玄坂上方面出口」から徒歩2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。